

# 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針

「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」

平成22年 3月

太宰府市

## はじめに

本市では、平成6年（1995年）に「人権都市宣言」を行い、翌年に「太宰府市人権都市宣言に関する条例」を制定し、さらに、平成18年（2006年）からスタートした「第四次太宰府市総合計画後期基本計画」の中で、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」を重要施策の一つに位置づけ、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決の取り組みを行い、「人権尊重のまちづくり」を進めてまいりました。

しかし、今なお人権にかかわる様々な課題があり、その解決に向けた取り組みが求められています。

21世紀は、「人権の世紀」と言われておりますが、真に『人権の世紀』とするためには、市民が互いに人権を尊重しあい、共に生きる社会を実現させることは極めて重要なことと考えます。

このたびの「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」は、すべての人々の人権が守られる地域社会の実現を目指して、総合行政としての人権施策の確立に向けた取り組みを推進するために、平成22年から27年までの6年間の人権施策推進の方針とそれに基づく基本的な方向を明らかにするものとして策定いたしました。

今後は、本指針をもとに市民の皆様のご理解とご協力を得て、人権という普遍的な文化の構築のため、より一層の努力を重ねてまいりたいと考えます。

この指針を策定するにあたりましては、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会委員や人権問題に関係する団体などの皆様から大変貴重なご提案を

いただきましたことに、心から感謝申し上げますとともに、家庭、学校、地域社会、職場の中で、一人ひとりが人権を自分の問題として考え、すべての人が他の人々から尊重される地域社会づくりのため、皆様の幅広い参画とご理解をお願いいたします。



平成22年 3月  
太宰府市長

井上保廣

# 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針 目次

## 第1章◆「基本指針」の策定にあたって

1. 策定の背景
  - (1)国内外の動向…………… 1
  - (2)これまでの本市の取り組み…………… 2
2. 基本指針策定の趣旨…………… 3
  - (1)新たな人権施策の必要性…………… 3
  - (2)総合行政としての「基本指針の位置づけ」…………… 3

## 第2章◆人権施策の基本理念

1. 人権とは…………… 4
2. 人権尊重のまちづくりの基本理念…………… 4

## 第3章◆「総合行政としての人権行政」を目指して

1. 人権行政の確立に向けての基本的視点
  - (1)人権尊重の視点に立った行政施策の推進…………… 6
  - (2)行政総体で取り組む人権行政の構築…………… 6
  - (3)市民との協働による人権施策の推進…………… 6
2. 今後の人権行政を確立するための具体的取り組み…………… 7
  - (1)総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進…………… 7
  - (2)人権尊重の地域コミュニティづくり…………… 8
  - (3)人権意識に配慮した職員の育成…………… 9

## 第4章◆「人権教育・人権啓発」の推進を目指して

1. これからの人権教育・啓発の基本的視点…………… 11
  - (1)自分自身の課題としての人権教育・啓発の推進…………… 11
  - (2)発達段階に応じた生涯にわたる多様な人権教育・啓発の推進…………… 11

(3)市民の理解と共感を得る人権教育・啓発の推進	1 1
2. 今後の人権教育・啓発の具体的な取り組み	1 2
(1)就学前教育における人権教育・啓発	1 2
(2)学校教育における人権教育・啓発	1 3
(3)社会教育における人権教育・啓発	1 4
(4)企業・事業所における人権教育・啓発	1 5
(5)市民への人権教育・啓発	1 6

## 第5章◆「個別の人権問題の基本的方向」

○ 同和問題	1 7
○ 女性の人権問題	1 9
○ 子どもの人権問題	2 1
○ 高齢者の人権問題	2 3
○ 障害者の人権問題	2 6
○ 外国人の人権問題	2 7
○ HIV感染者などに関する人権問題	2 9
○ 様々な人権問題	3 0

## 第6章◆「人権尊重のまちづくり」を目指して

○ 「人権尊重のまちづくり」への取り組み	3 2
----------------------	-----

# 第1章「基本指針」の策定にあたって

## 1. 策定の背景

### (1) 国内外の動向

国際連合は、昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」を採択し、「すべての人類社会の構成員固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを宣言しました。宣言から60年を経た今日、この宣言の基本的な考え方は、国際社会において幅広く支持され、人々の間に定着しつつあります。

この間、国連は、「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」など、差別の解消を目的とした23におよぶ人権に関する条約や宣言を決議し、加盟国に批准・承認を求めてきました。

しかし、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに地球上には、民族紛争による人種差別や女性差別による人権侵害など、解決しなければならない数多くの人権問題が存在しています。

このような状況を踏まえ、国連は平成6年(1994年)に「人権教育のための国連10年」(1995年～2004年)とする決議を行い、具体的なプログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

さらに、国連では世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成17年(2005年)から開始することを採択しました。

こうしたことから、今日では「人権尊重」は人類普遍の最重要課題として政策に盛り込むなど、人権保障の確立が国際社会の大きな潮流となっています。

わが国では、昭和21年(1946年)に「基本的人権の尊重」を基本理念の一つとする日本国憲法が制定されて以来、基本的な人権を保障するための様々な取り組みが行われてきました。

近年においては、平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに、国連における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、国は「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、あらゆる場を通じて人権教育を推進すること、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組

---

みを強化すること、また各分野別重要課題への対応が明らかにされています。

また、平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに必要な措置を定めています。さらに、国は同法に基づき、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しています。

このほかにも、男女平等の分野では、「男女共同参画社会基本法」の制定や「配偶者暴力防止法」の制定・改正、「男女雇用機会均等法」の改正など、高齢者の分野では、「高年齢者雇用安定法」の改正や「高齢者虐待防止法」の制定など、障害の分野では、「障害者基本法」の改正や「障害者自立支援法」の制定など、子どもの分野では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」の制定・改正や、「児童虐待防止法」の制定・改正、「児童福祉法」の改正など、その他の分野では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定をはじめ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定、「犯罪被害者保護法」の制定、「犯罪被害者等基本法」の制定、「個人情報保護に関する法律」の制定、「性同一性障害者性別特例法」の制定、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の制定、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の制定など、人権を保障するための様々な法整備を図ってきました。

## (2) これまでの本市の取り組み

本市では、平成6年(1995年)に「人権都市宣言」を行い、翌年に「太宰府市人権都市宣言に関する条例」を制定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決の取り組みを進めてきました。

また、平成9年(1997年)の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の方針を受けて、平成13年(2001年)に「太宰府市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、「今日もなお、深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対する予断や偏見による人権侵害について」その課題解決と今後の方針をまとめました。この計画を受けて、平成15年(2003年)に「人権教育のための国連10年太宰府市実施計画」を策定し、様々な施策を進めてきました。

さらに、平成18年(2006年)から始まった「第四次太宰府市総合計画後期基本

---

計画」の中で、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」を重要施策の一つに位置づけ、すべての市民の基本的な人権が尊重される社会の実現を目指して、市民の日常生活に密着したあらゆる場において人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識を高めるべく各施策に取り組んできました。

## **2. 基本指針策定の趣旨**

### **(1) 新たな人権施策の必要性**

これまで本市においては、様々な人権課題解決のため人権施策を実施してきました。しかしながら、昨今の社会状況の変化を背景として、本市においても高齢者虐待、児童虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス(※1)など深刻な人権侵害が生起しており、また、部落差別事象なども依然として後を絶たない厳しい現実があります。

家族の機能が衰退し、地域社会の崩壊が進みつつある現代社会において、これらの問題を解決するため、個々の対処・方策が必要であることは言うまでもありませんが、総合的な視点からの取り組みが展開されない限り、根本的な解決を図ることは困難です。こうした状況から、行政責務として市民的権利や市民的自由の侵害などの問題解決を図っていくために、新たな「人権尊重のまちづくり」の人権施策の取り組みが必要です。

### **(2) 総合行政としての「基本指針の位置づけ」**

「太宰府市人権尊重のまちづくり基本指針」(以下「基本指針」という)は、「人権尊重のまちづくり」の推進にあたっての、人権行政の基本理念を明らかにしたうえで、人権尊重を基礎とした施策の企画・運営システムなどを確立し、将来を見通した総合的な行政を進めていくべく、基本的な考えと方向性を示すものであります。

また、行政及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する行政の総合的な推進を図り、時代に即した実効性のある人権行政を積極的に推進していくため「基本指針」を策定するものです。

## 第2章 人権施策の基本理念

### 「人権尊重のまちづくり」に向けて

#### 1. 人権とは

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということ認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要です。

#### 2. 人権尊重のまちづくりの基本理念

人権行政とは、市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことです。

本市が目指す人権行政を推進するにあたっては、「だれもが個人として等しく尊重され、共生・共存していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り開き、自己の能力を発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会」を実現していかねばなりません。

以上のことを踏まえ「人権尊重のまちづくり」を進めていくために次のことを基本理念とします。

##### (1) 「人間の尊厳」

人権は人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、日本国憲法に定められている侵すことのできない永久の権利です。市民一人ひとりがかけがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りを持つ人間の尊厳という価値観を機軸に据えた施策の展開を図っていきます。

---

## (2) 「自己実現」

人権尊重のまちづくりは、人々が自分の人生を自ら決定し、心豊かに、人間らしく生きていくことができる自己実現を目指すものであります。そのためには、市民一人ひとりが人権を自らの問題としてとらえ、判断し、行動することが大切です。

## (3) 「共生」

市民一人ひとりが人間としての自己を大切にすると同時に、他者との違いを認めあって生きることが人権尊重の基本です。生活文化や立場の異なる市民相互の理解を深め、共に生きる豊かな人間関係を築くことは地域社会の基盤となるものです。

## (4) 「協働」

人権尊重のまちづくりの主役はあくまでも市民です。その認識に立って、市民相互の連携はもとより、行政と市民がお互いの責任を明確に自覚し、役割を分担して手を携えていく協働のまちづくりを目指します。

## (5) 「交流」

人権問題を正しく認識して課題を解決するためには、市民の間で、様々な人権課題の当事者との交流が大切です。多様な学習の機会や市民相互の交流の場などの充実を目指す必要があります。

また、本市の特性の一つは、「史跡、観光のまち」であることから、訪れる外来者との出会いのなかで、もてなしの心を育んでいくとともに、人と人とのふれあいを通してお互いが支えあう関係づくりを目指します。

## 第3章 「総合行政としての人権行政」を目指して

### 1. 人権行政の確立に向けての基本的視点

#### (1) 人権尊重の視点に立った行政施策の推進

人権行政は、基本的人権の擁護を中心に生活環境の改善、社会福祉の充実、就労の安定、教育文化の向上、住民参加の促進などを内容とした市民生活に根ざした総合行政です。このため、個人の尊厳の確立を土台とした市民的権利と市民的自由の保障・確立を前提としてこそ、行政と市民とが共にめざすべき、まちづくりの方向や課題が明らかになります。

本市がめざす「人権尊重のまちづくり」とは、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力、可能性が発揮できるような共に生きる、共に支え合う社会づくりです。本市では、お互いの市民的権利と市民的自由を保障し、差別されず、差別せず、自由・平等な関係に支えられた地域社会やまちづくりを進めていくため、市民のニーズを的確に把握しながら、人権の視点がすべての施策に貫かれる行政運営を推進していきます。

#### (2) 行政総体で取り組む人権行政の構築

本市は、「人権尊重のまちづくり」を実現するため、行政の責務を明確にし、これまでも増して主体性を持って、地域の実態や課題を把握し、行政全体が一体的な意思のもとに総合的に人権施策に取り組めます。

総合的に人権行政を進めるにあたっては、縦割りの弊害をなくし強力な推進体制を再構築する必要があり、横断的な視点に立って、人権課題の解決に向け方策を検討するとともに、全庁的に連携して迅速・適切な対応を図っていきます。

#### (3) 市民との協働による人権施策の推進

総合行政としての人権行政の確立をしていくうえで最も大切なことは、市民が主役であるとの認識に立って、行政と市民がその責任と役割の分担を明確にし、対等のパートナーシップを確立していくことが重要です。

人権尊重のまちづくりは、市民の積極的な参加・参画なくしては実現できません。そのため、市は市民参画の場づくりと支援を図っていきます。

## 2. 今後の人権行政を確立するための具体的取り組み

### (1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進

本市が行う施策は、福祉をはじめ、教育、医療、都市計画、住宅や道路整備など多岐にわたっています。これらの施策は市民の基本的な人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠くことができないものであり、これらすべての施策が人権に関わる施策であるといえます。このため、本市はすべての施策において人権尊重を基調とし、「人権尊重のまちづくり」を推進するため行政総体で取り組みます。

人権行政を推進するにあたり、市の各部署の仕事が何らかの市民の権利や市民的自由の確立・保障を目的として成り立っているという基本認識を前提として、あらゆる分野の連携による、総合的で実効性のある施策を実施するために、新たな市内部組織の設置や、既存の審議会あるいは委員会などの会議の見直しなど、更なる活性化を図っていきます。

そして、各人権課題はそれぞれが総合的に行政を進めていく必要があり、個別課題の企画・調整を総合的に担う事務局の整備と充実に向けて取り組んでいきます。

今後は、これらの組織が担う役割を明確にし、すべての部署においてさらなる相互の連携を図り、各部署が実施する事業に関係する人権課題を共有することで、あらゆる人権課題の解決に向けた取り組みを横断的、積極的、計画的に推進していきます。

#### 【施策の方向性】

##### ◆ 全庁的に取り組むための「人権施策推進本部(仮称)」の設置

新たな市内部組織として、市長を本部長とする「人権施策推進本部(仮称)」の設置を行い、総合行政としての推進体制の強化・充実を図り、人権施策の推進を図っていきます。

##### ◆ 個別計画の見直し

各部署が事業計画の策定やその見直しを行う場合は、本指針の基本理念を尊重し、すべての施策が人権に関わるということを確認し、取り組みを進めていきます。

##### ◆ 透明性・公平性・公正性の確保

市民から幅広く意見を聴取すること、市民に対して積極的な情報提供・情報公開に努めること、法令を遵守すること、そして施策が適切かどうかを検証することは市政の運営にあたって極めて重要なことから、人権行政では透明性・公平性・公

正性を確保していきます。

#### ◆ 市民・関係機関・団体とのネットワークの構築

「人権尊重のまちづくり」を推進するため、国・県などの行政機関はもとより市民、企業・事業所、学校、市民活動団体など人権活動に取り組む関係諸団体との連携を図り、それぞれが担う役割を明確にし、協働して実効ある人権教育・啓発の積極的な取り組みを進めていきます。

#### ◆ 人権相談機能の充実

人権侵害は未然の防止が最重要であり、行政としてはこれに全力を尽くします。また、複雑・多様化する人権侵害に対しては、迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていく相談窓口の機能充実・強化を図ります。

今後は、法務局や人権擁護委員など関係機関との連携を深めていくとともに、人権侵害救済に関する法律の早期制定に向けて働きかけを行っていきます。

### (2) 人権尊重の地域コミュニティづくり（市民の力でひとづくり、まちづくり）

今後予想される、多種多様化する人権課題に関しては、これまでのように市主導による行政運営よりも、むしろ市民自らの力でひとづくり、まちづくりを進めていくことがより効果的です。

このことから、人権行政を推進するにあたって、市民の参加・参画、市民との協働は不可欠であり、「人権尊重のまちづくり」のために市民・当事者が政策形成の段階から参加・参画し提言できるような機会や場の提供に努めていきます。

本市では平成15年(2003年)から地域コミュニティ形成のために「市民が主役の協働のまちづくり」を推進しています。現在、行政区自治会と行政との新たな地域コミュニティの推進体制づくりとして、小学校校区を1つのエリアとして協力、連携を深めていくよう取り組んでいます。

この「校区自治(コミュニティ)協議会」の中で「自分たちの住んでいる地域は自分たちでつくる」考えのもと、防犯、防災、通学路の安全確保、高齢者の見守りなど地域が一体となった様々な自治会活動が今後さらに取り組まれていきます。

そこで、人権課題についても地域コミュニティ活動の一つに位置づけ、「高齢者や障害者などの社会的弱者や女性問題」、あるいは「いじめ・体罰など子どもへの差別」、また「情報通信技術の進展による人権・プライバシーの侵害」など、様々な人権問題が身近な課題として語られ、一人ひとりが自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、自らの行動が人権を守る社会をつくるという広がりさらに深ま

---

っていくことが大切です。

具体的には、校区自治協議会ごとの内部組織として「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」を立ち上げる働きかけを行っていくとともに、地域の方々の参加・参画のもと推進していく必要があります。

その際、行政区自治会で組織されている子ども会、婦人会などの団体も「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」の一員として活動に加わるのが大切です。

地域住民と市が協働して知恵や力をあわせて人権問題に取り組んでいくことが重要です。

### 【施策の方向性】

#### ◆ 市民参加・参画の促進

校区自治協議会ごとの内部組織として「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」を立ち上げる働きかけを行い、地域住民の参加・参画のもと、人権教育・啓発の推進に取り組みます。

#### ◆ 人権教育・啓発の推進リーダーの育成

「人権尊重のまちづくり」の実現に向けて、人権教育・啓発の推進リーダーの育成並びに研修の実施に取り組みます。

#### ◆ 校区自治協議会への「人権尊重のまちづくり」活動への支援

校区自治協議会への講師派遣、啓発資料、機材の提供を行うとともに、地域の人権行事やイベントなどへの支援を行います。

### (3) 人権意識に配慮した職員の育成

今後の人権行政の成否は、職員一人ひとりの意識と姿勢、行動によるところが大きいです。人権尊重の視点から業務を遂行することを、職員に求められる基本的な資質と位置づけて、人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員の育成が必要不可欠です。

したがって、多様な研修プログラムの充実により、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って、行政施策を遂行できる意欲に溢れた職員を育成します。

また、職員のそれぞれの業務や職務のニーズにあった適切な研修を計画的に実施するとともに、職員自らも人権意識の向上を図っていきます。

---

## 【施策の方向性】

### ◆ 全職員を対象とした人権問題研修の推進

職員一人ひとりが、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立った業務を遂行するために、様々な人権問題に取り組み、幅広い人権意識を醸成するため、効果的な研修を推進していきます。

### ◆ 各職場における効果的な人権研修の取り組み

各職場の業務に関わる人権問題や実態に応じて、きめ細やかな人権問題研修を定期的実施するなど、さらなる研修内容の工夫や見直しを図り、人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員の育成に取り組みます。

### ◆ 人権問題に関わる外部研修への参加

各種人権問題の外部研修(県主催の研究集会、講演会、研修会など)に積極的に参加し、職員の人権問題に対する正しい理解と人権意識の高揚を図っていきます。

## 第4章「人権教育・人権啓発」の推進を目指して

### 1. これからの人権教育・啓発の基本的視点

本市では、市民一人ひとりの人権感覚の高揚を図るため、あらゆる分野において、様々な機会を通じて、人権教育・啓発に取り組んできました。

しかし、人間の尊厳や人権尊重の理念についての正しい理解と実践がいまだに定着していないことなどにより、依然として様々な人権問題が生じています。

このことから、太宰府市の目指すべき人権教育・啓発について基本的視点を三つの柱にまとめました。

#### (1) 自分自身の課題としての人権教育・啓発の推進

人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障される権利です。このことから、市民一人ひとりが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要です。

また、様々な人権問題は決して孤立して存在するものではなく、一つの差別はすべての差別につながっており、個々の人権問題をばらばらに認識するのではなく、その根底に横たわる共通の構造に視点を据えた人権教育・啓発を進めていきます。

#### (2) ライフステージ(※2)に応じた生涯にわたる多様な人権教育・啓発の推進

すべての市民の「人権尊重のまちづくり」を実現していくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らのものとしてとらえ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、日常生活のあらゆる場面において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成していくことが重要となります。

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象に、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場と機会を通して効果的な人権教育・啓発を進めていきます。

#### (3) 市民の理解と共感を得る人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、様々な人権課題の当事者などとのふれあいや交流を通して、市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する必要があります。

---

す。

また、人権問題のとらえ方について多様な意見があることに留意しながら、人権教育・啓発を進めていきます。

## **2. 今後の人権教育・啓発の具体的な取り組み**

「人権尊重のまちづくり」に向け、市民一人ひとりが人権を自らの問題としてとらえ、人権の意義や共に生きることの重要性について、理解を深めていくとともに、家庭、学校、地域社会・職場などあらゆる場と機会を通じた総合的な人権教育・啓発活動に取り組んでいきます。

### **(1) 就学前教育における人権教育・啓発**

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であり、この時期に基本的人権尊重の芽生えを育むことが重要です。この時期において、子どもが健全で豊かな人間性を育てていくためには、地域ぐるみで子育てを支援していくことも必要ですが、保護者が家庭において、日々における子育てやしつけ、健全な生活習慣や教育を実践できることも重要です。

しかし、現状は少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、育児不安や社会的孤立感を抱えている保護者が増加しています。

一方、就学前教育機関である保育所、幼稚園における人権教育の推進にあたっては、人権を大切に作る心を育てる教育・保育の一層の充実を図り、地域の実態に即し乳幼児の生活全般にわたる一貫した教育・保育が行われるよう取り組みを進めていきます。

このように、乳幼児教育は、大きく家庭と保育所、幼稚園から成り立っており、両者が提携して一人ひとりの健全な成長を促すことが大切です。

さらに、保育所、幼稚園における教育・保育の成果は保育士・教職員に負うところが大きく、すべての保育士・教職員が様々な人権問題について正しい理解と共通認識のもと、連携・協力するとともに、人権感覚の高揚を図るための研修に取り組んでいきます。

## 【施策の方向性】

- ◆ 子育てに関する情報の提供・相談体制・支援体制の充実  
子育てに関する支援施設、機関などを中心に、子育てに関する情報の提供、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 保育所、幼稚園、家庭、学校、地域との連携を図り、人権尊重精神の普及・啓発の推進  
子どもたち一人ひとりの発達段階に応じた人権教育を推進するために、各機関の相互の連携を図ります。
- ◆ 人権問題研修の充実  
保育士・幼稚園教職員などが人権問題について正しく理解し、指導する力量を身につけるため、研修会の実施並びに各種研修会への参加促進を図ります。

## (2) 学校教育における人権教育・啓発

学校教育においては、一人ひとりの違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心などの「生きる力」を育む中で、いのちを大切にすることや、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるようになるなど、人権についての知識・理解を深め、それが主体的に日常の態度や行動に現れるような実践力を育てることが必要です。

具体的には、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の気持ちがわかるような想像力、共感的に理解する力、コミュニケーション能力、他の人との人間関係を調整する能力などを着実に培うことが大切です。

また、各学校が人権の視点に立った教育指導や学校運営に努めるとともに、研修を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の育成・確保に努めます。

## 【施策の方向性】

- ◆ 人権教育の組織的・計画的な推進  
「太宰府市同和教育基本方針」にのっとり人権教育が組織的・計画的に推進できるよう条件整備を行い、その充実・強化に努めます。
- ◆ 学力・進路保障実践の充実  
指導方法や指導体制の工夫・改善を行い、確かな学力をはぐくみ、基礎・基本の定着を図るとともに、一人ひとりの個性や能力をのばすことにより、子どもたちが自

---

らの目標を持って進路の選択ができるよう指導の充実を目指します。

◆ **教職員研修の充実**

教職員自身の人権感覚が、子どもたちの人権感覚に大きく影響を及ぼすため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を深め、豊かな感性を身につけることができるよう研修の充実と、実践力の向上を目指します。

**(3) 社会教育における人権教育・啓発**

社会教育においては、各種施策を通して、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。また、この人権の学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められています。

このような認識のもと、地区公民館やコミュニティセンターなど、地域の社会教育施設を中心として、関係機関・団体との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の提供や、ボランティア活動など多様な施策の充実を図るとともに、人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に取り組んでいきます。

また、地域社会において人権教育・啓発を推進する指導者の資質向上など指導体制の充実を図っていきます。

**【施策の方向性】**

◆ **社会教育における学習と実践の一体化**

市民が主体的に人権学習の成果を向上させていくために、学習機会の提供と学習成果の活用を活かし、学習と実践の一体化を図ります。

◆ **家庭教育に関する保護者の学習機会の充実と支援**

家庭教育は人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことから、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実を図るとともに、学習機会・相談窓口・関係機関などについての情報の提供や家庭教育を支援する取り組みの充実を図ります。

◆ **地域交流活動の促進**

市民一人ひとりが気軽に地域の様々な活動に参加し、個性や価値観の異なる人との交流や、相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。

特に、青少年の育成を目的とした社会教育関係団体などの活動を通して、人

---

権感覚が養われるよう、情報の提供に努めます。

#### **(4) 企業・事業所における人権教育・啓発**

企業・事業所も社会を構成する一員とする「企業市民」という考えから、企業の社会的責任や社会貢献が重要視されています。

地域と企業は密接にかかわっており、社会の発展に寄与するとともに、共存共栄の関係にある企業の社会的責任がますます求められていることから、人権に関して、企業の果たす役割は大きなものがあると言えます。

このため、企業の経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくため、企業における継続的・計画的な研修が行われるよう、企業内の人権啓発推進者の育成と情報提供など企業と行政とが一体となった取り組みを進めていきます。

#### **【施策の方向性】**

##### **◆ 人権問題に関する研修会などへの参加**

人権問題に関する啓発内容・方法を創意工夫するとともに、広報活動の充実に努め、企業の経営者や従業員に対し、企業・事業所を対象とした講演会や研修会などへ参加を要請していきます。

##### **◆ 人権啓発推進者の育成・援助**

企業の経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくための、継続的・計画的な研修が行えるように支援策の検討、研修時における講師の派遣、情報、教材の提供などの支援や、啓発推進者の人材育成を図っていきます。

##### **◆ 企業・事業所など研修会の支援**

筑紫地区企業同和問題推進委員会と連携し、企業の社会的責任と自覚の下に、会員相互が連携して様々な人権問題に対する正しい認識と理解を深め、地域住民の就職の機会均等を図るための企業・事業所等研修会を支援していきます。

##### **◆ 就職支援の取り組み**

就職支援の取り組みとして、地区住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、筑紫地区同和対策就職促進協議会の就職支援システムへの情報提供、協力企業・事業所の登録拡大を図り、雇用促進の働きかけを行います。

## (5) 市民への人権教育・啓発

人権啓発の目的は、市民一人ひとりが人権問題について正しい知識を学び、自らの課題として受け止め、人権を尊重する態度や行動を日常生活で自然に現すことができる人権が確立された地域社会づくりです。

そのため、市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくためには、人権啓発の取り組み(活動)に市民の積極的な参画を図るとともに、市民の理解と共感が得られるような人権啓発の手法や内容などに創意工夫をこらし、人権を身近に考えることができる人権啓発を推進していく必要があります。

また、「人権尊重のまちづくり」を進めるために、市民と行政が相互の連携のもと、市民が主体的に人権を尊重する機運を醸成するような啓発活動を進めることも重要です。このため、地域住民の中から人権啓発を推進する人材が輩出されるよう取り組んでいきます。

### 【施策の方向性】

#### ◆ 人権啓発の充実と推進

人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていくために、人権擁護委員と連携を図りながら、市民の理解と共感が得られるような啓発の手法や内容などに創意工夫をこらし、広報の掲載、啓発冊子の作成、講座・学習会の開催などの啓発活動を進めていきます。

#### ◆ 「人権尊重のまちづくり」活動への支援

「人権尊重のまちづくり」を進めていくためには、講師の派遣、啓発資料、教材の提供を行うとともに、イベントなどの啓発事業を支援します。

#### ◆ 調査・研究の充実

人権を身近に考え、自らの課題としてとらえられるよう、啓発のあり方、手法教材の開発など、市民のニーズや先進的な啓発手法についての調査、研究に努めます。

## 第5章 「個別の人権問題の基本的方向」

### 個別の人権問題に対する取り組み

本市では、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など個別の人権問題の解決に向け、具体的な施策の取り組みを進めてきましたが、まだまだ多くの課題が残されています。

太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会では、本市における人権課題について、個別ごとに行政の取り組みの実情について聞き取り調査を行うとともに、関係団体・機関に対して文書による意見聴取が行われ、それぞれの人権問題について整理がなされ、答申書が提出されています。

本市では、答申書を踏まえ個別の人権問題解決への取り組みの基本的方向を以下のとおり定め、総合的な人権行政に取り組んでいきます。

### ○ 同 和 問 題

#### 【これまでの取り組み】

同和問題は、憲法に保障されている基本的人権の侵害に関する問題です。

国では、昭和40年(1965年)に「同和対策審議会」答申が出され、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識に立ち、国と地方公共団体が行うべき同和対策の基本的方針と具体的方策が提言されました。これを受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が成立し、その後、数度の法改正・延長を経て、これまで同和問題解決に向けた取り組みが実施されてきました。

また、平成8年(1996年)の「地域改善対策協議会」意見具申では、同和問題の早期解決に向けた今後の施策の方向性として、特別対策から一般対策への移行と差別意識解消のための人権教育・啓発の推進が打ち出されました。それを受けて平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発に関する法律」が制定され、その中でも、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されています。

本市においては、平成13年(2001年)に実施した「同和問題実態調査」の結果と、平成14年(2002年)の「太宰府市同和対策審議会」答申を踏まえ、平成15年(2003年)に「太宰府市人権・同和政策基本方針、基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、本市では、これまで人権が尊重される社会を実現するため、

---

同和問題の解決に向け様々な施策の取り組みを実施してきました。

### 【課題と問題点】

本市では、同和問題の解決を市政の重要施策に位置づけ、ハード・ソフト両面にわたり、課題解決に向けて取り組んできました。その結果、住環境整備などについては一定の成果をあげていますが、就労、福祉、教育、啓発などの分野では未だに多くの課題が残されています。

この課題解決に向けては、従来の「人権・同和政策基本方針、基本計画」にある計画や施策の取り組みの検証を行うとともに、今回策定する「人権尊重のまちづくり推進基本指針、実施計画」には検証された内容を盛り込んでいくことにしています。そして、従来の同基本方針、基本計画の趣旨や基本理念を引き継いでいくと同時に、時代の変化もにらみながら、地域の実情を踏まえた施策を推進していくことが、これまでの成果を損なわない施策の展開になっていくものと考えられます。

また、平成19年(2007年)に南隣保館で発生した差別落書きをはじめ、学校での生徒間による差別発言、同和地区の問い合わせ、インターネットを利用した悪質な差別書き込みなど、依然として後を絶たない部落差別事象をいかになくしていくか啓発などの創意工夫が必要です。さらに、高額図書の押し売りなどにみられるように同和問題を悪用して利権をあさる「えせ同和行為」も後を絶たず、その根絶のためにも、同和問題への科学的認識を深める教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。

### 《基本方針》

同和問題は、歴史的・社会的理由により、就職、教育、結婚などの権利と自由が完全には保障されないという基本的人権にかかわる深刻かつ重大な社会問題であることから、行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、行政、市民、民間団体などがそれぞれの課題と責任、役割を自覚し、主体的にまた、相互に連携して、社会全体で同和問題の解決に取り組んでいきます。

### 《具体的な取り組み》

#### ◆ 市民に対する啓発活動の推進

市民一人ひとりが同和問題について、正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるような啓発活動を推進するため、市民への学習機会の提供と学習内容の充実など、これまでの各種人権啓発事

---

業に創意工夫と見直しを図り、あらゆる機会を通して市民啓発活動を推進します。

◆ 「人権・同和問題啓発推進会」の充実・強化

市内における各種機関及び団体などで組織する「人権・同和問題啓発推進会」における人権教育・啓発事業の充実・強化を図ります。

◆ 職員研修の取り組み

職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立った業務を遂行するために、より一層効果的な職員研修に取り組みます。

◆ 人権センターの機能充実・強化

地域に開かれたコミュニティセンターとして、その機能（福祉、相談、啓発、地域交流、学習など）の充実・強化を図るとともに、関係機関や団体と連携しながら、より効果的な事業運営を推進します。

◆ 企業・事業所が行う人権研修への支援

市内の民間企業・事業所が実施する社内研修などの、事業主や従業員の人権意識向上に向けた取り組みに対しては、研修教材や情報の提供をはじめ、研修会講師の紹介、各種人権啓発冊子の提供など支援を行います。

## ○ 女性の人権問題

### 【これまでの取り組み】

本市では、平成元年(1989年)に、女性政策に関する市長への助言機関として、「婦人問題懇話会」を設置しました。

平成3年(1991年)には「太宰府市女性行動計画」を策定し、平成12年度までの10年間の基本構想を基に、平成7年度までの前期基本計画及び平成8年度から平成12年度までの後期基本計画を定めました。

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、これを契機として本市においても平成15年(2003年)「太宰府市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。そして、平成16年(2004年)に第2期「太宰府市男女共同参画審議会」を設置し、同審議会に条例制定に向けた諮問を行い、平成18年(2006年)に「太宰府市男女共同参画推進条例」を施行しました。

その後、国・県の第2次男女共同参画計画が策定されたことを踏まえ、本市の「太宰府市男女共同参画プラン」の前期5年間の成果や課題の見直しを行い、平成21

---

年(2009年)に太宰府市男女共同参画プラン後期基本計画を策定し、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを進めています。

### 【課題と問題点】

男女共同参画社会の実現の基本となるのは、人間の尊厳と信頼を学び育むことによって培われることであり、人間の尊厳という人権意識を就学前教育、学校教育、社会教育まで全体を通して継続して実践していくことです。

なかでも、暴力は女性の人権を侵害する行為であり、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」「セクシュアル・ハラスメント(※3)」「ストーカー行為(※4)」「デートDV(※5)」など多岐にわたる被害を受けている実態があります。被害を受けた女性に対しては、相談機能の充実とともに緊急保護や自立に向けた支援が必要となっています。このため職場や地域における理解や支援を促進するとともに、市行政における総合的な取り組みの強化と県、警察署、裁判所などの公的機関や民間団体との連携を図っていくためのネットワーク化が緊急な課題となっています。

また、「ワーク・ライフ・バランス(※6)」「仕事と生活の調和)についても、男女ともに、仕事に対する満足度や意欲を高める上で大切なものとなっています。家族を構成する男女が、お互い協力し、社会の支援も受けながら、子育てや介護などをはじめ家族としての役割を円滑に果たしていくことが大切です。そして企業や事業所においては、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しなどの理解や積極的な取り組みが不可欠です。そのためには企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を積極的に推進していくことが重要です。

### 《基本方針》

平成21年(2009年)に策定した太宰府市男女共同参画プラン後期基本計画の推進と進行管理を行いながら、男女平等を阻害する問題の解決を図り、男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野における男女の共同参画を目標とした施策を展開します。

また、政策や方針決定過程における女性委員の割合を高めることや、「ワーク・ライフ・バランス」の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、様々な課題解決に向けて取り組みを進めていきます。

## 《具体的な取り組み》

### ◆ 太宰府市男女共同参画プラン後期基本計画の推進と進行管理

男女共同参画社会を実現していくため、太宰府市男女共同参画プラン後期基本計画に基づいて、施策の推進と年度ごとの進行管理を行います。

### ◆ DVなどの被害者に対する相談機能の充実及び自立支援

被害を受けた女性に対する相談機能の充実を図ります。

また、緊急保護や自立支援に向け、職場や地域・学校などにおける理解や支援を促進するとともに、県、警察署、裁判所などの公的機関や民間団体との連携を図っていくためのネットワーク化を進めていきます。

### ◆ 女性の登用率などの向上に向けて

女性職員の採用・登用・職域の拡大をはじめ、各種審議会や委員会の女性委員の割合を高めるなど、個人の能力が正しく評価される環境づくりを整えていくとともに、市内企業・事業所への啓発に努めていきます。

### ◆ 「ワーク・ライフ・バランス」の啓発及び普及

女性が働き続けられるようにするために、企業や事業所に対し男女共同参画に関する啓発、支援を積極的に推進して、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

## ○ 子どもの人権問題

### 【これまでの取り組み】

今日的な状況として、複雑多様化する社会情勢の中で児童虐待、いじめ、不登校、体罰、性情報の氾濫など子どもに対する人権侵害が大きな社会問題となっており、インターネットの学校裏サイトや携帯電話などによる子どもの人権侵害や犯罪被害が全国的に増加しています。

本市では、平成17年(2005年)に「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、親と子の「育ち合い」を支えるまちづくりを基本理念として、子どもの健全育成の視点から、子どもの人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育つ環境づくりを図ってきたところです。

このような状況下において、「児童虐待の防止等に関する法律」が平成18年(2006年)に改正され、市町村も虐待などにおける通告窓口とされたところです。

同法では、地域社会みんなの目で虐待を早期発見し、防止するため、虐待を受けたと思われる児童を発見した人は速やかに市町村や県の福祉事務所、児童相談

---

所などに通告しなければならないと規定されており、市民に周知徹底を図っているところでは、平成19年(2007年)に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見と児童の保護・支援の取り組みを行っています。

学校教育においては、人権教育の視点に立ち、すべての子どもが無限の可能性を伸ばし得るよう、教育内容を充実し、教育条件の整備を図り、学力・進路保障の取り組みを推進しています。

### 【課題と問題点】

本市においても、核家族化やひとり親家庭の増大、さらに地域コミュニティの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化や育児不安などを抱える親の増大が懸念されているなかで、特に子どもの虐待においては、育児、家事、人間関係など様々な要因が影響していることが考えられます。

子どもの虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生の予防、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで総合的な支援体制の整備と関連する機関との連携が必要不可欠です。

また、学校におけるいじめや不登校児童生徒の問題など解決のためには、地域社会・家庭・学校が一体となって問題解決に取り組む必要があります。

### 《基本方針》

子育て支援として、子育てに対しての不安感を解消できる場の提供や相談体制の充実を図り、地域関係者をはじめ、幅広い関係機関との連携を深め地域ぐるみで子どもに対する人権侵害の防止並びに啓発に努めます。

学校においては、教育目標達成を目指しながら、地域の実態を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じ、人間の尊厳や人権の尊重についての自覚を高め、科学的・合理的な認識を養い、不合理な差別を解消するため、真に基本的な人権を尊重する人間の育成を目指します。

また、児童生徒が一人の人間として尊重されるとともに、その権利と義務をともに正しく理解させるなど、児童の権利に関する条約の趣旨を活かした教育の充実を図ります。

## 《具体的な取り組み》

### ◆ 地域における子育て支援の充実

「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」に基づき、子育て支援センターの機能充実、保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、また、子育てに関する情報提供、相談体制の充実を図ります。

### ◆ 「児童虐待ネットワーク」の充実・強化

要保護児童に関する通告義務など児童虐待防止についての市民啓発に努め、要保護児童に対して適切な保護が行われるよう「要保護児童対策地域協議会」において関係機関との連携を強化し、要保護児童の早期発見と児童の保護・支援に取り組めます。

### ◆ 児童生徒の学力保障・進路保障の充実

子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすために、指導方法や指導体制の工夫や改善を行い、基礎・基本の定着を図り、確かな学力を育てていきます。また、子どもたち一人ひとりの能力や適性を理解し、目標をもって進路の選択ができるよう、個別指導を徹底します。

### ◆ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実と関連諸機関及び家庭、地域と連携して問題解決に努めます。

## ○ 高齢者の人権問題

### 【これまでの取り組み】

わが国は、世界に類のない速さで高齢化が進行しており、戦後の第1次ベビーブーム世代(団塊の世代)が65歳以上となる平成26年(2014年)には、国民の4人に1人以上が高齢者という未曾有の超高齢社会を迎えることが予測されています。

平成12年(2000年)、国はこうした高齢化の進行に伴う寝たきりや認知症高齢者などの要介護者の増加、介護期間の長期化、介護者の高齢化などが国の介護に関する問題を背景に、介護を社会全体で支えるという考え方のもとに介護保険制度をスタートさせました。しかし、近年の高齢化の進行により、平成17年(2005年)には「介護保険法の一部を改正する法律」が制定され、制度自体が大きく見直しされることになりました。

こうした動向にあわせ、本市もこれまで制度導入前の平成11年(1999年)に「太宰府市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定して以降、3年

---

ごとに計画を見直してきたところです。これまでの実績を踏まえて、平成21年(2009年)3月に平成21年(2009年)から平成23年(2011年)までの3カ年を計画期間とした第4次計画を策定しました。

### 【課題と問題点】

本市の平成21年(2009年)3月末現在の人口は68,489人で、内65歳以上の高齢者は14,061人、高齢化率は20.5%です。この高齢化率は毎年1ポイントずつ増加し、ここ数年で超高齢社会を迎えることが予測されています。

高齢化に伴う寝たきりや認知症などの増加、同居率の低下や介護期間の長期化、家庭における扶助機能の低下などにより、市民の老後に対する不安感が増大しているところです。このような状況から、一人暮らしの高齢者の社会的孤立を防ぐ対策として、各種の介護予防事業の展開をはじめ、「地域での一人暮らしの見守り」や「サロン活動」などを地域との連携によって、高齢者支援のための「福祉コミュニティづくりの実現」を目指さなければなりません。

また、高齢者に対するいじめ、暴力、虐待など、高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題も生じており、この問題の第一次的解決には、地域との連携をより深めることが不可欠です。

課題は、既に自治会の福祉部などが主体となって活発な高齢者支援を実施している地域もある一方、まったく地域での支援が実施されていない地域もあり、予想以上に温度差が現れている現状です。

この温度差の解消という重要課題の解決のためには、高齢者支援の問題は自分自身の問題であると同時に、社会全体の大きな課題であるという認識にたち、地域で支えていかななくてはならないという市民意識の涵養が大切です。

また、介護疲れによる疾病や虐待が多発していることから、これらを防ぐ事業の展開が必要です。

### 《基本方針》

平成21年(2009年)3月に「太宰府市高齢者支援計画」を策定し、高齢者の尊厳の尊重と自立、明るく活力のある高齢社会、ともに生き、支えあう地域づくりを基本理念として、その推進にあたっては、3つの基本方針である「高齢者を支援する地域づくり」、「介護予防の推進」、「介護保険事業の推進」を中心に各種の事業を展開していきます。

また、取り組みを通して、高齢者が人として尊ばれ、できる限り住み慣れた自宅や地

---

域の中で自立した生活を送れるよう、心理的、肉体的、経済的虐待の予防、早期発見、早期対応や世代間交流、社会参加の促進に努め、高齢者の人権が守られた、暮らしやすい地域づくりを目指します。

### 《具体的な取り組み》

#### ◆ 高齢者を支援する地域づくり

地域における「一人暮らしの高齢者見守り」や「サロン活動」などを市内全域で実現し、また、男性高齢者の地域参加のため、男性料理教室などの開催を支援します。

#### ◆ 介護予防の推進

高齢者のための「地区公民館でのいきいき元気教室」の開催をはじめ、「特定高齢者(※7)の把握」、「介護予防教室の開催」、さらには「要介護(要支援)認定者」、特に軽度の認定者(要支援1, 2)に対しては、新予防給付により、要介護(要支援)状態の重度化・悪化の防止と自立支援を重視したサービス提供に努めます。

#### ◆ 介護保険事業の推進

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域でその人らしい自立した生活を送ることができるよう、介護サービスの基盤整備に努めます。特に、認知症高齢者の在宅生活の継続を支援するため、認知症対応型通所サービスや認知症対応型共同生活介護などの適切な利用を進めます。

また、サービスの質の確保、向上を図るため、介護サービス従事者に対する研修の開催や、事業者間の情報交換、連携支援に努めます。

さらに施設サービスについては、県や介護保険施設と連携し、入所者が可能な限り在宅に近い形で快適に生活できる環境づくりを促進します。

#### ◆ 高齢者支援に関する市民への啓発

高齢者への虐待や介護放棄などの事例を抱えている家族には、高齢者一人ひとりの基本的人権を尊重するという認識のもと、改善に向けた個別の啓発を行い、一方、地域での高齢者支援の役割などに関しては、市政だよりへの掲載や講演会の開催などによって市民啓発に努めます。

#### ◆ 専門機関との連携による対策方法の研究

一人暮らしのひきこもり、認知症を早期に防ぐ手段として、行政だけでは困難で

あることから、行政と専門機関(九州大学健康科学センター)との連携により、共同による調査・研究を平成21年(2009年)から3年計画で実施します。

#### ◆ 各種相談業務の充実

介護申請をはじめ、高齢者の問題事例、成年後見人制度などの相談業務窓口である地域包括支援センター職員の資質向上に努めます。また、人権擁護委員をはじめ関係機関とも連携を深めて、相談業務の充実に努めます。

## ○ 障害者の人権問題

### 【これまでの取り組み】

本市の障害者施策については、昭和63年(1988年)に「太宰府市障害者福祉長期行動計画」を策定し、法整備や国の障害者プランの策定などを背景に、平成10年(1998年)に障害者にとって住みよい社会は、すべての人にとって住みよい社会であるという観点に立った、「太宰府市障害者プラン＝人権と福祉のまちづくり計画」の策定を行い、障害者施策をリハビリテーションとノーマライゼーション(※8)の理念のもとに、啓発・情報提供、雇用・就業の促進や社会参加促進などを全庁的な施策として取り組んできました。

### 【課題と問題点】

障害者が障害のない人と同じように住みなれた地域で自立して生活していくためには、同じ地域に住む周囲の人々の理解・協力が不可欠ですが、依然として差別や偏見が根強く存在しています。障害者理解のための啓発活動や人権・福祉教育を進めていくことが必要です。

また、障害者の自立生活のためには「就労」は極めて重要な課題であり、働く意欲がある障害者が能力を活かして働ける場づくりや相談支援、就労支援が必要です。

障害者が地域で様々な活動に参画するには、安全かつ安心して外出できることが必要ですが、道路や建物の段差などが依然として多い状況があります。

バリアフリー(※9)を推進することは障害者だけでなく、子どもや高齢者、観光客なども含めて、すべての人々の安全な環境を実現していくことにつながり、その施策の展開が急務となっています。

### 《基本方針》

障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための「太宰府市障害者プラン及び障害福祉計画」を平成19年(2007年)に策定しました。

---

障害のある人もない人も、ともに幸せに暮らせる人権と福祉のまちづくりを実現するため、人権尊重と障害者理解の促進、一貫した療育・保育・教育体制づくり、雇用の場の確保・就労支援の充実、相談支援体制の充実を重点的に取り組むとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業を推進していきます。

### 《具体的な取り組み》

#### ◆ 筑紫地区地域活動支援センター「つくしびあ」の利用促進

筑紫地区(4市1町)で生活する障害者(児)が地域や社会活動に参加する日常的な活動の場として「つくしびあ」の利用を促進していきます。

#### ◆ バリアフリーの推進

障害のある人をはじめ、すべての人々が社会参加を拒むバリアをなくします。(物理的バリア(※10)、制度的バリア(※11)、文化、情報面のバリア(※12)、意識(心)のバリア(※13))

#### ◆ 相談支援体制の充実

福祉課に専門の相談員を配置しており、障害のある人やその家族が抱える多様な問題に適切に対応できる相談指導の充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

#### ◆ 就労支援の充実

雇用の場の確保や就労支援の充実を図るため、ハローワークと連携し、企業などに対して障害者雇用の理解と協力を求めていくとともに、職業相談や職業実習による就労支援に努めていきます。

#### ◆ 障害福祉サービスの展開

個々の障害のある人々の障害程度や社会活動、介護者、居住の状況により介護給付や訓練等給付などの支援をしていきます。

#### ◆ 地域生活支援事業の推進

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援していきます。

## ○ 外国人の人権問題

### 【これまでの取り組み】

本市が古代の文化都市という縁で昭和53年(1978年)に始まった韓国扶餘邑との姉妹都市交流は、文化財保護、行政視察、小・中学校間の交流などが行われており、平成20年(2008年)には交流を始めて30周年を迎えました。平成4年(1992

---

年)には市の国際化と市民レベルでの交流活動を充実させることを目的として、財団法人太宰府市国際交流協会が設立され、在住外国人や留学生との交流事業を担ってきました。

また、平成9年(1997年)には「世界に開かれたまち」として自治大臣表彰も受賞するなど、外国人との交流については、県内でも先進的な活動をしてきました。

一方では、市内在住外国人の日常生活支援という目的で、ボランティア団体等の助力を得ながら、外国人のための日本語教室や日本の文化・風習を理解する講座などにも取り組んできました。

### 【課題と問題点】

本市の平成21年(2009年)3月末現在の外国人登録者数は496人、市人口の約0.7%となっています。その内、韓国籍190人、中国籍185人、次いでフィリピン国籍39人と、約83%が韓国と中国籍の人です。

韓国・朝鮮籍の人の中には、戦前戦後の歴史的な経過から日本に住まざるをえなかった在日韓国・朝鮮人の2世・3世が含まれていると考えられます。日本で生まれ日本語を話し、日本で教育を受けた人であるにもかかわらず国籍が日本ではないという理由などで差別が存在する現状は、日本に帰化した人たちを含め、共に生きる地域社会として、解消に向けて取り組んでいかなければなりません。

また、国際結婚や中国帰国者の家族、労働者として定住する人も増加しており、言葉や習慣の違いから、様々な問題が生じています。行政や学校等の公的機関からの情報が届きにくい、地域住民とのコミュニケーションが取りにくいといった実態や、文化や考え方の違いからくるトラブル、日本語が話せない外国人児童・生徒の就学問題、言葉が通じにくいことによるいじめ、外国人妻に対する日本人配偶者の暴力行為など、言葉や習慣の壁に阻まれて、本来保障されるべき基本的な人権を阻害されているという現状があります。

### 《基本方針》

生活全般にわたった総合的な相談窓口の設置や、財団法人太宰府市国際交流協会との協力により、外国人住民がおかれている現状を把握し、実態に即した行政施策を推進していきます。そして、お互いを尊重し、違いを互いに認め合い、さまざまな形でのコミュニケーションと心の交流を図りながら、グローバルな社会の形成に向けて、多様な個性を容認する「多文化共生」のまちづくりに取り組んでいきます。

## 《具体的な取り組み》

### ◆ 国籍や人種にとらわれない市民意識の醸成

国籍や人種にとらわれず、お互いを人間として認め合い、理解し合うことのできる市民を育成するため、国際理解講座や日本文化体験、ホームステイ事業など、市民や学生と、外国人・留学生との交流活動などを通して啓発に努めます。

### ◆ 生活全般にわたった相談窓口の充実

外国人登録など公的手続き関係や、文化や習慣の違いを踏まえて外国人が日常生活に抱える不安や疑問などについて、総合的に相談できる窓口の設置に向けて調整していきます。

### ◆ 外国人にも分かりやすい情報提供

道路・公共施設などの案内表示、行政手続関係のパンフレットなどの外国語表記の充実や、デザインを多用し見てわかる案内表記を採用します。

## ○ HIV感染者などに関する人権問題

### 【これまでの取り組み】

HIV(エイズウィルス)感染者・患者やハンセン病患者・治癒者、さらにその家族などに対して、誤った知識や偏見などによる人権侵害が起きています。

このような現状や課題を踏まえ、感染症の患者などの人権を尊重しながら、感染症の予防と患者などに対する医療について総合的な施策の推進を図るため、平成11年(1999年)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。また、平成20年(2008年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が成立しました。

これらの感染症対策は、医療の観点から国・県が相談・検査などを実施していることから、本市は広報による啓発を行っています。

### 【課題と問題点】

本市の近年の取り組みは、広報紙への掲載とポスターの掲示であり、積極的な啓発などはできていないのが現状です。

## 《基本方針》

効果的な感染症対策には感染者の人権が守られていることが必要不可欠であることから、これらの感染症について、差別を許さない立場で正しい知識と理解を深め

---

る教育・啓発を推進します。

### 《具体的な取り組み》

#### ◆ 教育・啓発の推進

HIV感染者・患者やハンセン病の治癒者及び家族などの基本的な人権が守られ、社会の中で安心して生活していくことができるように、筑紫保健福祉環境事務所などと連携を図り、市民の正しい知識と理解を育む啓発活動を積極的に推進していきます。

学校教育の場では人権教育の中で、科学的知識と差別をなくす意識を育む取り組みを進めます。

## ○ 様々な人権問題

### 【これまでの取り組み】

人権問題はこれまで述べてきた問題以外にも、アイヌ民族、ホームレス、刑を終えて出所してきた人、犯罪被害者とその家族をめぐる問題、性同一性障害、新たに生起する疾患や難病を理由とする人権侵害など、早急に解決しなければならない様々な人権問題があります。

また、最近では情報化の進展が生活面での利便性を高め、豊かさをもたらしている一方で、個人情報の流出や漏洩、インターネットなどを利用した人権侵害やプライバシーの侵害など新たな人権問題が生じています。

この高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の流出や漏洩などを防止するため、平成16年(2004年)に「太宰府市個人情報保護条例」を制定し個人情報の運用に配慮しつつ、適切な取り扱いに努めています。

また、インターネット掲示板への書き込みによる人権侵害に関しては国の対策の確立が望まれますが、本市としても法務局など関係機関と連携しながら、様々な人権侵害に迅速に対応しています。

### 【課題と問題点】

社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化しており、日常生活のあらゆる場面に発生してくる様々な人権問題についての議論を深めていく必要があります。

また、人権侵害に対しては、的確、迅速に対応が求められています。

---

## 《基本方針》

関係機関と連携しながら、様々な人権侵害に迅速に対応していくとともに、様々な機会を通して人権教育・啓発を推進していきます。

また、様々な人権問題の中には、市だけで解決することが難しいものもあり、国・県の動向を把握しながら対応していきます。

## 《具体的な取り組み》

### ◆ 個人情報の保護と運用

個人情報の保護と運用に配慮しつつ、より適切な取り扱いに努めていきます。

### ◆ インターネットによる人権侵害

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、悪質な人権侵害となるようなインターネットなどへの書き込みに対しては、法務局や人権擁護委員と連携して、プロバイダーなどにその情報の削除を求めるなど、適切な対応ができるよう取り組んでいきます。

### ◆ 関係機関・団体との連携

今後、さらに多様化する現代社会の進展に伴い、新たな人権課題への対応などの議論を深めながら、関係機関や関係団体と連携しながら、人権侵害に迅速に対応していくとともに、様々な機会を通して人権教育・啓発を推進していきます。

## 第6章 「人権尊重のまちづくり」を目指して

### 「人権尊重のまちづくり」への取り組み

本指針は、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の答申を踏まえ、様々な人権問題の現状や課題を整理し、本市が取り組むべき基本姿勢と方向性を示しています。

今後は、市政全般にわたり、人権尊重の視点に立った総合的・効果的な人権行政をより一層積極的に推進し、「太宰府市で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、共に生き」、そして「安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」であると市民が実感できる「人権尊重のまちづくり」の実現を目指して推進していきます。

なお、「人権尊重のまちづくり」を実現していくため、本指針に基づく実施計画を策定するとともに、年度ごとの進行管理と総括を行い、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会に報告し、意見を求めます。

- ◆用語解説
- ◆人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会規則
- ◆人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会への諮問書
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会の審議経過
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会の名簿
- ◆人権尊重のまちづくり推進審議会答申

## 用語解説

番号	用語	解説内容
※1	ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫や恋人・パートナーなどから女性に向けられる暴力のこと。「男性優位・女性従属」の社会構造や慣習から生じる女性に対する深刻な人権侵害であり、犯罪である。身体的暴力だけではなく、妻の存在を理由なく無視することなど、心理的に苦痛を与えることも含む。DV防止法が、平成13年(2001年)に施行された。
※2	ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家庭については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
※3	セクシュアル・ハラスメント	主に、職場で行われる様々な性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすること。
※4	ストーカー行為	恋愛や好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情のために、つきまといなどの行為を繰り返し行うこと。 平成12年(2000年)にストーカー行為を行った者に対し行為の禁止を命じ、被害者やその家族を保護するための「ストーカー行為規制法」が施行された。
※5	デートDV	デートDVとは、恋人との間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図をもっており、力をふるう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方向的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にある。
※6	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。これにより、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力のある社会を実現する基盤となる。
※7	特定高齢者	「生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者」のことで、具体的には介護予防の観点から行われる検診などの結果、生活機能の低下が心配される人。

番号	用語	解説内容
※8	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
※9	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁となるものを除外するという意味。もともとは、建築用語として登場し、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味。 最近では、より広く、制度、情報、心理面など障害者の社会参加を阻むあらゆる障壁の除去という意味で用いることが多くなった。
※10	物理的バリア	車イスの方や足の不自由な人が、店の入り口や歩道に段差があって通れないなど、物理的なもの。
※11	制度的バリア	点字による試験を認めてもらえないとか、障害の有無で就職、資格などが制限されるなど、制度的なもの。
※12	文化、情報面のバリア	新聞が読めない、信号がわからない、テレビの内容がわからないなど、情報が得られないことや文化活動の機会が得られないなど、情報面のバリア。
※13	意識(心)のバリア	バリアフリーに対する認識不足や高齢者・障害がある人などへの無関心や偏見など、いわゆる心のバリア。

## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月 6日施行

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人種の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

---

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講ずる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則

〔平成 年 月 日〕  
規 則 第 号

### (趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し、調査審議し、答申すること。
- (2) 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針に関すること。
- (3) 人権施策の実施状況に関し、市長に対し、報告を求め、及び意見を述べること。
- (4) その他人権施策の推進について必要な事項

### (組織)

第3条 審議会は、7人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

---

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会規程

〔 平成 年 月 日 〕  
〔 訓令 第 号 〕

### (目的)

第1条 この訓令は、人権尊重のまちづくりの実現を図るため、太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針策定委員会（以下「委員会」という。）を置き、人権尊重のまちづくりの推進に向けた基本指針を策定し、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針の素案の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は14人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。ただし、第1号から第13号に掲げる者については、別に辞令を用いることなく委員に命じられたものとする。

- (1) 市民生活部長
- (2) 教育部長
- (3) 総務課長
- (4) 観光交流課長
- (5) 人権政策課長
- (6) 福祉課長
- (7) 子育て支援課長
- (8) 高齢者支援課長
- (9) 保健センター所長
- (10) 建設産業課長
- (11) 教務課長
- (12) 学校教育課長
- (13) 生涯学習課長
- (14) その他市長が必要と認める者

---

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、市民生活部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会の委員は、委員の中から委員長が決定する。
- 3 専門部会が審議した結果は、委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部人権政策課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

20太人政第 44 号

平成20年8月 5 日

太宰府市人権尊重のまちづくり推進

審議会会長 様

太宰府市長 井 上 保 廣

「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」について（諮問）

太宰府市における人権尊重を基本に据えた総合行政のため、人権施策を確立していくための方策及び人権教育・啓発のあり方について、審議会の意見を求めます。

#### 諮問理由

太宰府市におきましては、第四次総合計画後期基本計画の中で「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像とした「基本構想」の早期実現に向けて、市民の皆様が自然と歴史に育まれた環境の中で、「太宰府」の文化に浸りながら、いきいきと交流し、より良い暮らしができる「まほろばの里づくり」を目指したまちづくりを進めています。

なかでも、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」を進めるために「人権の尊重」を重要施策の一つとして位置づけし、さまざまな人権問題の解決に取り組んできました。

今後、これまで培ってきた個々の取り組みの成果をあらゆる人権に関する問題解決につなげていくことにより、市民が共に生き、共に支え合う「市民との協働のまちづくり」を目指し、総合的かつ積極的な施策を推進することとしています。

また、「人権教育及び人権啓発に関する法律」に基づき策定された国の「人権教育・人権啓発に関する基本計画」や「人権教育のための国連10年太宰府市行動計画」を踏まえ、上述の総合的な施策の核となる人権教育・人権啓発のあり方についても検討していくこととしております。

つきましては、本市における「21世紀・人が輝く太宰府のまちづくり」を目指した総合行政としての新たな人権行政を確立していくための方策及び人権教育・人権啓発のあり方についてご意見を賜りたく、ここに諮問いたします。

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の審議経過

### 平成20年度の開催日と内容

	開催日	審議内容
第1回	平成20年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議会の公開のあり方について</li> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会規則の説明</li> <li>○諮問「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」について</li> <li>○同基本指針策定に向けた今後のスケジュールについて</li> <li>○委員からの意見・要望</li> </ul>
第2回	平成20年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1回人権尊重のまちづくり推進審議会会議録について</li> <li>○太宰府市の人権政策の取り組みについて</li> <li>○諮問事項である「総合行政としての、新たな人権政策」の基本理念に基づく意見交換について</li> </ul>
第3回	平成20年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○諮問事項である「総合行政としての、新たな人権施策」の基本理念のまとめ</li> <li>○人権団体への意見・提案の募集について</li> </ul>
第4回	平成20年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○諮問事項である「総合行政としての、新たな人権施策」の基本理念答申(案)のまとめについて</li> <li>○個別課題である「同和問題」について</li> <li>○個別課題である「女性の人権問題」について</li> <li>○人権団体への意見・提案の依頼文送付について</li> </ul>
第5回	平成21年1月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別課題「同和問題」、「女性の人権問題」の修正について</li> <li>○個別課題である「子どもの人権問題」について</li> <li>○個別課題である「高齢者の人権問題」について</li> <li>○個別課題である「障害者の人権問題」について</li> <li>○個別課題である「外国人の人権問題」について</li> <li>○個別課題である「HIV感染者などに関する人権問題」について</li> <li>○個別課題である「様々な人権問題」について</li> <li>○人権団体から募集した意見等の経過報告について</li> </ul>
第6回	平成21年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別課題全体の修正について</li> <li>○答申案の全体的な構成について</li> <li>○答申案草案について</li> </ul>
第7回	平成21年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○答申案全体のまとめ</li> <li>○諮問事項「総合行政としての、新たな人権施策」について答申</li> </ul>

### 平成21年度の開催日と内容

第1回	平成21年9月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針(案)について報告</li> <li>○審議会委員から意見・助言</li> </ul>
第2回	平成21年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針(案)について報告</li> <li>○審議会委員から意見・助言・まとめ</li> </ul>
第3回	平成22年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針(案)のまとめ</li> <li>○同基本指針に基づく実施計画(案)について報告</li> <li>○審議会委員から意見・助言・まとめ太宰府市人権尊重のまちづくり推進</li> </ul>

## 太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	主な活動・職歴等	備 考 欄
あんようじ よしひこ 安養寺 芳彦	市民代表	
いなづみ けんじろう 稲積 謙次郎	福岡県人権施策 懇話会会長	
いわき かずよ 岩城 和代	弁護士	
さきやま えいじ 崎山 英二	福岡法務局筑紫支局長	
のぐち よしふみ 野口 義史	校長会代表 (太宰府中学校長)	
やまさき やすのり 山崎 安則	筑紫女学園大学 文学部人間福祉科 准教授	会長
やまもと ひろみ 山本 浩美	人権擁護委員	副会長

※定数総計7名

---

平成21年3月18日

太宰府市長 井上 保廣 様

太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会  
会 長 山 崎 安 則

「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」について (答申)

平成20年8月5日付け、太人政第44号を以って諮問のありました「総合行政としての、新たな人権施策のあり方」に関し、審議の結果、次のとおり答申します。